

# 契約書（案）

発注者 佐賀県 を甲とし、受注者 ○○○○ を乙として、次表のとおり物品の売買について、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

品名	介護用電動ベッド一式（詳細は仕様書のとおり）
契約金額	¥ - （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
納入期限	令和4年1月7日（金曜日）
納入場所	仕様書（別紙）のとおり

## （総則）

- 第1条 乙は、別添「仕様書」に従い、介護用電動ベッド一式を納品する。
- 2 介護用電動ベッド一式の内容及び数量の詳細は、仕様書のとおりとする。
- 3 第1項の仕様書に明記されていない事項は、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

## （契約保証金）

- 第2条 甲は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第115条第3項第3号により、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

## （検査）

- 第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、甲の指定する場所において検査を受けなければならない。
- 2 前項の検査は、物品納入の際、乙の立会いのもとに行うものとする。ただし、検査に期日を要するものについては、前項の申出があった日から10日以内に検査を行うものとする。

3 前項の規定による検査に合格しないものがあつたときは、乙は、その負担で物品を取り替えさらに検査を受けなければならない。

(納入費用の負担)

第4条 乙は、物品を納入するのに必要なすべての費用を負担するものとする。

(指示)

第5条 乙は、天災その他避けがたい理由により、物品を納入することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(契約の履行)

第6条 乙が行う契約の履行は、第3条の検査に合格した後、当該物品を納入場所に納入したときをもって完了するものとする。

(危険負担)

第7条 契約履行前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(権利義務の譲渡などの禁止)

第8条 乙は第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合については、この限りでない。

(契約の変更)

第9条 甲は、必要がある場合には、契約内容を変更することができる。この場合において、代金を変更する必要がある時は、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反した場合のほか、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 履行期間までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき、又は契約を履行しなかったとき。
- (2) 契約履行につき重大な過失又は不正行為があつたとき。
- (3) 正当な理由がなく甲の指示に従わないとき。
- (4) 支払の停止があつたとき、又は、差押え、仮差押え、仮処分、公売処分、これに順ずる処分を受けたとき、または、会社更生手続きの開始、民事再生手続きの

開始、破産、もしくは競売の申し立てを受けたとき。

- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (6) 公租公課の停納処分を受けたとき。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害について、その賠償の責を負わないものとする。

(損害賠償及び違約金)

第11条 乙は、自己の責めに帰すべき理由によって納入期限までに物品を完納しないときは、遅延日数につき年2.5%の割合で算定した額の金額を履行遅延による損害賠償金として甲に支払うものとする。

- 2 甲は、この契約を解除したことにより損害を被ったときは、乙から違約金として契約額の10分の1の額を徴収する。また、この場合において、なお損害があるときは、甲は、乙に損害賠償金を請求することができる。

(代金の請求及び支払い)

第12条 甲は、乙が、第3条の検査に合格した後、乙が提出する適法な請求書を受理した日から30日以内に代金の支払いをするものとする。

- 2 甲の責に帰すべき理由により前項の支払期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、甲は乙に対して年2.5%の割合で算定した遅延利息の支払を請求することができる。

(契約内容不適合の場合の措置)

第 13 条 乙は、物品の納入後、12 カ月以内に正常な管理のもとにおいて生じたと認められる故障又は発見された契約内容の不適合については、自己の負担で修理又は交換するものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 14 条 本契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第 15 条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合、甲及び乙が協議して定めるものとする。また、この契約に定めのない事項で必要がある場合は、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

令和 年 月 日

甲 住 所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号  
氏 名 佐賀県教育庁教育総務課  
課 長 副 島 俊 哉

乙 住 所  
社 名  
代表者名